回答送付先　torihiki@jisa.or.jp

自主点検の回答様式

目次

1. 取引先事業者との価格転嫁状況の認識
2. 問題につながるおそれのある行為
3. 法遵守に向けた社内管理体制
4. 法令や取り組み等の認知度・活用状況

（留意事項）

○今年度の取引条件、価格交渉等について回答してください。

現況を正確に把握する観点から、率直に回答してください。

○本調査の問1～7は令和5年度に実施した「下請取引適正化に係る法令遵守状況の自主点検について［お願い］」の調査票と同様となります。

○事業者名を匿名化して取りまとめ、事業所管省庁に報告します。

回答が稀少の設問については結果は公表いたしません。

１．取引先事業者との価格転嫁状況の認識

|  |
| --- |
| 問１　貴社は、発注者の立場において、取引先事業者（発注先）との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁を受け入れていますか。 |

　概ね転嫁を受け入れている。　　 （目安：80％～100％）

　一部転嫁を受け入れている。　　 （目安：40％～79％）

　ほとんど転嫁を受け入れていない。（目安：０％～39％）

|  |
| --- |
| 問２　貴社は、毎年９月と３月の価格交渉促進月間のタイミングで、取引先事業者（発注先）からの価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じるようにしていますか。 |

　はい

　９月や３月以外のタイミングで、少なくとも年1回、定期的に価格交渉に応じている。

　いいえ

|  |
| --- |
| 問３　貴社は、受注者の立場において、取引先事業者（発注元）との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁ができていますか。 |

　概ね転嫁できている。　　 （目安：80％～100％）

　一部転嫁できている。　　 （目安：40％～79％）

　ほとんど転嫁できていない。（目安：０％～39％）

２．問題につながるおそれのある行為

|  |
| --- |
| 問４－１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことはありますか（価格の交渉の場を設けなかった場合も含みます。）。 |

　明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある。

　明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことはない。

|  |
| --- |
| 問４－２　問４－１において「明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

　過去に取引価格を据え置いたことがあるものの、現在、コスト上昇分の取引価格の反映の必要性について明示的に協議している。

　過去に取引価格を据え置いたことがあるものの、現在は取引価格を据え置いていない。

　現在も取引価格を据え置いているが、今後、速やかにコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定である。

　現在も取引価格を据え置いているものの、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定はない。

|  |
| --- |
| 問５－１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が取引価格の引上げを取引先事業者から求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことはありますか。 |

　価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある。

　価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことはない。

|  |
| --- |
| 問５－２　問５－１において「価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

　現在、文書や電子メールなどで理由を回答することとしている。

　今後、速やかに文書や電子メールなどで理由を回答する予定である。

　文書や電子メールなどで理由を回答する予定はない。

|  |
| --- |
| 問６－１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に、支払期日までに下請代金を支払わなかったことはありますか。 |

　支払期日までに下請代金を支払わなかったことがある。

　支払期日までに下請代金を支払わなかったことはない。

|  |
| --- |
| 問６－２　問６－１において「支払期日までに下請代金を支払わなかったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

　現在、支払期日内に支払っている。

　支払期日までの支払はできていない。

|  |
| --- |
| 問７－１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇によってコストが増加したことを理由に、下請代金を減じて支払ったことはありますか。 |

　下請代金を減じて支払ったことがある。

　下請代金を減じて支払ったことはない。

|  |
| --- |
| 問７－２　問７－１において「下請代金を減じて支払ったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

　現在は支払代金を減じていない。

　現在もコストが増加しているため、支払代金を減じている。

|  |
| --- |
| 問８－１　当初の発注から設計や仕様を変更し、追加の作業や当初の納期に間に合わせるための人件費増加などが生じたにもかかわらず、追加費用を支払わず受注者に負担させたことがありますか。 |

　追加費用を支払わなかったことがある。

　追加費用を支払わなかったことはない。

|  |
| --- |
| 問８－２　問８－１において「追加費用を支払わなかったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

　現在は追加費用を受注者に負担させることはない。

　現在も追加費用を受注者に負担させている。

|  |
| --- |
| 問９－１　警備やビルメンテナンス、配送などでも、受注先のコスト上昇等を踏まえた適正な契約を行っていますか。 |

　受注先のコスト上昇等を踏まえた適正な契約をしていない。

　受注先のコスト上昇等を踏まえた適正な契約はしている。

|  |
| --- |
| 問９－２　問９－１において「受注先のコスト上昇等を踏まえた適正な契約はしていない」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

　契約の改定について検討中である。

　契約の見直しの予定はない。

３．法遵守に向けた社内管理体制

|  |
| --- |
| 問１０－１　「買いたたき」、「減額」又は「支払遅延」に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか（複数回答可）。 |

　独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規定・マニュアルを整備している。

　独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する研修を実施している。

　管理体制を構築していない。

|  |
| --- |
| 問１０－２　直近１年間において、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、どのような取組を実施しましたか（複数回答可）。 |

　経営トップが、適正な価格転嫁推進に向けた対応方針を社内・取引先に発信した。

　調達本部の社員が取引先を訪問し、能動的な交渉を実施した。

　取引先との交渉内容を記録し、交渉の進捗状況や結果を見える化した。

　経営トップが、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する研修に参加し、取引適正化を重視する姿勢を示した。

　社内監査を実施し、改善点を経営トップ・担当役員・担当部署と共有した。

　子会社の研修等に本社コンプライアンス担当部署が関与・支援し、グループ全体で取引適正化に取り組んだ。

　下請法の改正動向について周知した。

　取引適正化に向けて実施した取組はない。

|  |
| --- |
| 問１０－３　貴社がサプライチェーンの頂点企業の場合、どのような取組を実施しましたか（サプライチェーンの頂点企業の場合のみお答えください）。（複数回答可） |

　直接の取引先の更に先の取引先まで配慮した価格決定に努めている。

　労務費指針等を踏まえ取引先に価格転嫁の方針について具体的に示し発信をしている。

　パートナー会等、取引先との会合を通じて、価格転嫁・取引適正化に関する周知を行い、価格交渉を申し出やすい環境の醸成に努めるなどして、取引先全体で取引適正化に取り組んだ。

　その他（具体的な取り組みを自由にご記入ください）

(      ）

４．法令や取り組み等の認知度・活用状況

|  |
| --- |
| 問１１　貴社は、下請取引適正化に関する以下の法令や取り組み等について御存知ですか（複数回答可）。 |

下請代金支払遅延等防止法（下請法）

下請中小企業振興法（振興基準）

自発的申出制度（下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取り扱いについて）

業界毎の下請ガイドライン

業界団体の自主行動計画

価格交渉促進月間（3月・9月）

パートナーシップ構築宣言

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費指針）

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）

JISA会長レター(「情報サービス産業における適正な人的資本価値の実現及び労務費等の適正な転嫁に向けたお願い」令和6年6月)

|  |
| --- |
| 問１２　[パートナーシップ構築宣言](https://www.jisa.or.jp/tabid/78/Default.aspx?itemid=3315)について、以下のうち、どのような対応をしていますか。 |

　宣言済みであり、取引先に周知済みである。

　宣言済みであるが、取引先に周知していない。

　宣言していないが、宣言することを検討中である。

　宣言しておらず、宣言することも検討していない。

　そもそも知らなかった。

|  |
| --- |
| 問１３－１　自発的申出制度（下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取り扱いについて）について、以下のうち、どのような対応をしていますか。 |

　制度を活用したことがある。

　制度を活用したことがない。

|  |
| --- |
| 問１３－２　問１３－１において「活用したことがない」に該当した場合、その理由をお答えください。 |

　制度を活用するような事案がなかった。

　制度を知らなかった。

　制度の活用を検討したが、活用しなかった。

制度の活用を検討したが、活用しなかった場合、その理由を自由に記入してください。

(      ）

参考資料

・経済産業省　価格転嫁・取引適正化に関する今後の取り組みについて（要請）(令和7年4月22日)

<https://www.jisa.or.jp/Portals/0/pdf/meti20250422.pdf>

・中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ(取引における点検のポイント)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2016/160610support1.pdf>

・公正取引委員会及び中小企業庁「法遵守状況の自主点検フォローアップ結果について」(令和6年1月18日)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240118_jisyutenkenfollowup.html>

・内閣官房及び公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

・公正取引委員会「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html>

・公正取引委員会「下請法改正の検討状況及び 現行制度下での取組」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai7/siryou4.pdf>

・パートナーシップ構築宣言(ポータルサイト)

<https://www.biz-partnership.jp/>

・情報サービス産業における適正な人的資本価値の実現及び労務費等の適正な転嫁に向けたお願い(「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」の改定について)(令和6年6月17日)

<https://www.jisa.or.jp/tabid/3785/Default.aspx>

・情報サービス産業における適正な人的資本価値実現及び労務費等の適正な転嫁に向けたお願い(改めてのお願い)(令和7年1月30日)

<https://www.jisa.or.jp/tabid/3884/Default.aspx>